

公表様式

(1) 契約の名称	西粟倉村ブランドコミュニケーション戦略 策定業務
(2) 契約に係る物品又は役務の名称及び 数量	1 式
(3) 契約に関する事務を担当する課の名称	産業観光課
(4) 契約の相手方の氏名及び住所（法人 その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）	株式会社日本デザインセンター 東京都中央区銀座 4-9-13 銀座 4 丁目タワー 代表取締役社長 原 研哉
(5) 随意契約を行った理由（令第 167 条 の 2 の規定及びその規定を採用した理由も 明記）	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 規定採用理由 本業務は、西粟倉村の歴史、文化、自然資本及び「百年の森林構想」等を踏まえた中長期的なブランドコミュニケーション戦略を構築するものであり、地域資源の調査分析、ビジョンの言語化、ブランドコンセプトの構築及び情報発信基盤の設計等を一体的に実施する高度な専門性及び創造性が求められる業務である。 また、本業務は価格による競争のみでは適切な事業者選定が困難であり、事業者が有する知見、実績、企画力及びプロジェクト推進能力が成果を大きく左右することから、その性質及び目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、随意契約を行うものである。
(6) 契約の相手方とした理由	同社は本業務に必要な高度な専門性、創造性及びプロジェクト推進能力を有するとともに、本村が目指すブランドコミュニケーション戦略の構築に関して豊富な

	実績と知見を有しているため、契約相手方とするものである。
(7) 公募に応じた者の中から契約の相手方を決定したときは、申請方法及び決定方法	
(8) 契約を締結した日	令和8年6月11日
(9) 契約金額	35,788,500 円
(10) その他村長が必要と認める事項	